

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年1月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200139 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200017 号

第 1 結論

昭和 43 年*月から昭和 48 年 7 月までの請求期間及び昭和 48 年 8 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 23 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 43 年*月から昭和 48 年 7 月まで

② 昭和 48 年 8 月から昭和 50 年 3 月まで

私は、請求期間①当時、大学生であり、実家のある A 市を離れて B 市及び C 市に住んでいた。請求期間②当時、大学を卒業して実家に戻り、昭和 49 年 3 月頃からは D 市に転居した。国民年金については、20 歳になった昭和 43 年*月頃に、両親が A 市で加入手続きを行い、請求期間①及び②の保険料についても、両親が同市で納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月 12 日に実家のある A 市において払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続きは、この頃に初めて行われたと考えられ、この際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 43 年*月まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

また、オンライン記録によると、請求期間①は未加入、請求期間②は未納と記録されているところ、請求者に係る国民年金被保険者資格については、請求者が大学を卒業した翌日と陳述する昭和 48 年 8 月 12 日に資格取得日を変更する事務処理が、平成 5 年 7 月 23 日付けで行われていることが確認できる。このことから、この事務処理が行われるまで、請求者は、請求期間①及び②において、国民年金の被保険者であったこととなる。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続き及び請求期間①及び②の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっているこ

とから、請求期間①及び②当時の状況について確認することができず、請求者に係る加入手続及び請求期間①及び②の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者が20歳になった昭和43年*月頃ではなく、上述のとおり、昭和50年5月頃に初めて行われ、この際に、遡って請求期間①及び②の被保険者資格を取得していることから、請求者は、請求期間①及び②当時において国民年金に未加入であり、両親は、請求期間①及び②当時、請求者に係る保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の加入手続時期（昭和50年5月頃）においては、第2回特例納付制度（昭和49年1月から昭和50年12月まで）が実施されており、両親は、請求期間①及び②の保険料を、過年度保険料及び特例納付保険料として納付することが可能であったものの、上述のとおり、請求期間①及び②の保険料納付状況の詳細は不明であるほか、A市が管理していた請求者の年金記録が記された紙の帳簿である国民年金被保険者名簿及び国が管理していた請求者の年金記録が記された紙の帳簿である国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、保険料が過年度納付及び特例納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、A市から提出された国民年金被保険者記録票には、請求期間①及び②の保険料が納付された記録はなく、請求者が居住していたとするB市、C市及びD市は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の記録はない旨回答している上、両親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。